

2024年3月4日

東京都墨田区江東橋 2-5-9 晴美ビル
吉通貿易株式会社
代表取締役社長 金山 名

本日の朝日新聞における報道について

- 1 本日、朝日新聞において、当社が中国向け輸出において消費税の免税要件を満たさなかったため、東京国税局から申告漏れを指摘された旨の報道がなされました。

これは、当社が、2020年から2022年までの間、コロナ流行による全世界的な流通の混乱の中で、従前から利用していた輸出業者を利用できなくなった際に、国外の輸出業者に輸出を委託したところ、当該輸出業者が、当社の貨物を他社名義の輸出に混在させて輸出したため、当社名義の輸出許可書を取得できなかったこと等を、東京国税局から指摘されたものです。

当社は、この指摘を受け、既に昨年（2023年）5月に、消費税の修正申告を行い、当該修正申告による業績への影響については、前事業年度（2023年3月期）決算において特別損失として織り込み、公表いたしました。

また、当社は、2023年から当該国外輸出業者の利用を中止し、輸出許可書の保管体制を強化し、再発防止策を実施しております。

- 2 なお、東京国税局は、上記修正申告後の2023年7月28日、当社に対し、当社仕入先のうちの一社であるA社からの仕入れについて、A社における会計処理に事実と異なる点があること等を理由に、税法上の仕入れとは認められないとして、当社に対し、更正決定及び重加算税の賦課決定を行いました。

当該更正決定等が当社の今期業績に与える影響は軽微（約5700万円）ではありますが

- ① 当社は、A社に対して銀行振込により仕入代金を支払っており、代金支払いの事実は明らかであることと
- ② 当社は、A社から仕入れた商品を、国内店舗で販売したり、輸出しており、当該仕入が実在していることは、当社が管理している入出庫データ・販売データ（POSデータ等）、保税倉庫管理業者の入出庫システムのデータ等によって明らかであること

等の理由から、「A社からの仕入れがない」という判断は明白な誤りであると考えております。

そこで、当社は、上記の客観的証拠を示した上で、東京国税局に再調査請求を求めましたが、東京国税局は、当社証拠に対する合理的な反論を示すこともないまま、更正決定を維持する再調査決定を行いました。

そこで、当社は、本年（2024年）2月22日、国税不服審判所に対し、東京国税局の判断は、客観的証拠と矛盾し、合理的根拠のない事実誤認であることを理由として更正決定等を取り消す旨の審査請求を行いました。

当社としては、業績への影響が軽微であるとはいえ、東京国税局の誤った判断を放置することは到底許容することができないため、国税不服審判所において、徹底的に「真実」を追求していく所存ですので、皆様にはご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上